

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	枝番	地目	面積ha	現況樹種							
1	肥前町杉野浦字新田	447-2	26	口	41	0	山林	0.20	ヒノキ	58	2025年11月	8年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	唐1
2	肥前町杉野浦字上場	867-13	26	ホ	36	0	山林	0.39	スギ	63	2025年11月	8年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	唐2
3	肥前町杉野浦字水ノ浦	122-1	26	ト	37	0	山林	0.04	スギ	57	2025年11月	8年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
4	肥前町杉野浦字水ノ浦	183	26	ト	83	0	山林	0.32	スギ	58	2025年11月	8年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
5	肥前町杉野浦字水ノ浦	185	26	ト	84	0	山林	0.06	スギ	58	2025年11月	8年	別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	唐4